

## <資料9>

### 貸借対照表の公示に伴う定款の変更

- NPO法改正により、年1回の貸借対照表の公告が義務化
- 公告方法は、①官報に掲載、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載、③電子公告（法人のHP等）、④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置のいずれか。
- Ryoma21 はHPに掲載する電子公告を選択
- 公告方法は定款で定める必要がある。
- 総会での承認後、東京都に定款変更届を提出し、Ryoma21 サイトに掲示する。

- 定款の変更に関する事項：第7章 定款の変更、解散及び合併  
（定款の変更）

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- 変更箇所：第8章 公告の方法  
（公告の方法） \*赤字を追加

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。